

## 表示・景品例と問題点

商品・サービス	表示例	問題点
健康食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「体の免疫細胞を活性化」</li> <li>・「病気や症状を予防・改善できる ●●成分」</li> <li>・「血液サラサラ」「冷え性予防」</li> <li>・「ストレス解消」などと表示するとともに、「すぐ効果を実感しました」などの体験談</li> </ul>	<p>この健康食品を摂取することで、病気や症状を予防・改善したり、免疫力向上効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ（優良誤認のおそれ）</p>
化粧品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マイナス●歳は若見せできる」などと表示するとともに、表示した年齢よりも若く見える女性の画像を掲載</li> <li>・「脂肪細胞を分解促進しサイズダウン」</li> </ul>	<p>この化粧品を使用することで、若返りや痩身等の美容効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ（優良誤認のおそれ）</p>
美容雑貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しわを消す」「たるみを改善」などと表示するとともに、商品使用前後の比較するような顔写真を掲載</li> </ul>	<p>商品を使用するだけで、若返り等の美容効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ（優良誤認のおそれ）</p>
健康食品 化粧品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「満足度第1位」</li> <li>・「●●が選ぶ美容液 第1位」</li> <li>・「人気No.1」</li> <li>・「信頼度No.1」「勧めたいNo.1」</li> </ul>	<p>競争事業者のものよりも高い満足度等が得られるかのように表示していた。</p> <p>主張する内容が客観的に実証されていないおそれ（優良誤認のおそれ）</p>
エステ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コース通常価格1万円⇒50%オフ 5千円」</li> <li>・「限定プラン 通常価格1万円→40%オフ 6千円」</li> <li>・「通常価格2万円→特別価格」</li> </ul>	<p>通常価格から値引きし、お得であると思わせる表示をしていた。</p> <p>実際には、通常価格の実態がなく、不当な二重価格を記載しているおそれ（有利誤認のおそれ）</p>
健康食品、 化粧品、 エステ、 各種教室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「夏割キャンペーン」</li> <li>・「入会金が今だけ0円でOK」</li> <li>・「先着●名様に限り 80%OFF」</li> </ul>	<p>期間や人数限定の特別価格であり、今申し込めばお得であると思わせる表示をしていた。</p> <p>実際には、期間や人数の明示がなかつたり、キャンペーン期限が延長されるなど継続して実施されていた。（有利誤認のおそれ）</p>
商品販売の際に提供される過大な景品類	雑貨を販売の際に、「初回プレゼント●●付」	購入者にもれなく提供される特典の景品は、総付景品の限度額（対象商品販売価格の20%）を超えていた。（総付景品の限度額超過）